

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 30 日現在

機関番号：42608

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530801

研究課題名(和文) 里親支援機関事業創設期の諸課題～里親委託推進と支援の構成要素、類型化に関する研究

研究課題名(英文) The subject of the new foster care support program at the time soon after foundation - Research on some components and typification of support program

研究代表者

横堀 昌子 (YOKOBORI, Masako)

青山学院女子短期大学・子ども学科・教授

研究者番号：10289879

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)： 児童相談所の業務である里親支援の民間委託を可能にした里親支援機関事業だが、事業の一部委託、児童相談所直営も多い。事業実施主体である都道府県市は、乳児院や児童養護施設、児童家庭支援センターやNPO法人、都道府県市里親会等への事業委託を始めたが、自治体間格差も明らかとなっている。そこで、事業提供主体別に、児童相談所型・施設型・里親型・地域機関型の類型化モデルを試み、ヒアリングをもとに各モデルの特性や課題を検討した。

研究成果の概要(英文)： The project of facilitating support for foster families enabled local governments to consign the assistance of foster parents, which used to be the operation exclusively assigned to Child Guidance Offices, to the private sector. In many cases, however, the governments still partly cosign the operation, or Child Guidance Offices directly operate the project. The project is authorized to local governments, including and limited to prefectures and cities designated by government ordinance. And, although the governments started to consign the operation to nurseries, children's care facilities, Child/Family Support Center, NPOs and association of foster parents. Therefore, in this research, I first constructed the types of models by operator, such as the child guidance office type, the facility type, the foster parent type and the local organization type. Then, following to and based on the results from interview surveys, I examined the characteristics and problems of respective model.

研究分野：子ども家庭福祉、社会的養護

キーワード：里親支援機関事業 里親養育 家庭養護 里親家庭支援 社会的養護施設 児童相談所

1. 研究開始当初の背景

入所型児童福祉施設によるケアが子どもの福祉に果たしてきた比重は大きく、この国の社会的養護の歴史にたしかに刻まれてきた。一方、社会的養護の国際的動向は家庭委託であり、国連・子どもの権利条約(1989年)第20条第3項では、養護児童についてとるべき方向性として「里親委託、(中略)養子縁組又は必要な場合には児童の監護の適当な施設」への入所をあげ、里親養育優先を明記している。家庭への委託は、子どものパーマネンシー保障の点でも重視されている。伸び悩み傾向にある里親委託だが、社会的養護の中では現在、家庭養護に位置づけられ、国も家庭委託の拡充を推進している。

厚生労働省は2002年の大幅な里親制度改革の後、2004年の子ども・子育て応援プランで、我が国の児童養護施設、乳児院、里親への措置児童のうち里親委託の児童の割合を2003年度の8.1%から2009年に15%に引き上げる数値目標を示していたが、達成されなかった(10.4%)。2009年度より新設の家庭養護であるファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)とあわせた里親等委託率を2014年に16%とする目標値を2010年1月閣議決定の子ども・子育てビジョンで策定し直している。一方、施設養護においても、ケア単位の小規模化が推進されている。そのような流れの中、里親養育に関しては、里親手当の実質増となる額の引き上げが2009年度から行われたこと等に加え、2011年度から、2008年の児童福祉法改正によって創設された里親支援機関事業(2009年度より実施)が制度本実施となった。里親支援機関事業は、都道府県等自治体から事業の民間委託を可能にすることにより、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う里親支援機関の充実を目指すものである。一方、事業に先行し、地域によっては乳児院、児童養護施設や民間団体等による先駆的な里親支援の活動がすでに実施されてきた。そうした経緯の上に各自治体は事業の民間委託を一部始めたが、自治体間によりばらつきが見られる。

里親支援機関事業が本実施となった2011年、厚生労働省は7月に「社会的養護の課題と将来像」で、以後十数年かけて里親等への委託を社会的養護全体の3分の1とする、家庭養護をより推進する新たなビジョンを示した。以後、我が国の社会的養護を担う形態と養育の質の担保をめぐる、関係者による議論と模索が続けられている。家庭養護の推進、施設・里親等・児童相談所ほか関係機関の協働、社会的養護施設による地域支援・家庭養護支援の機能への期待や施設類型間の相互連携を進める方針も打ち出されている。

これらの機関はみな、里親支援を担う立場と位置付けられるが、実質どう機能できるのか。里親支援を、ソーシャルワークをベースにどう実践化していけるか、各自治体レベルでも、施設でも、都道府県市里親会等におい

ても、改めて検討され始めた。ケアを必要とする子どものニーズにそった養育支援のあり方と関係者の連携が、質的に問われている。

里親支援機関事業は、児童相談所が本来業務として担ってきた里親支援の事業を民間委託することを可能にした新規事業であるが、実施後初期の状況は、民間委託が進んだとは言えない「児童相談所直営型」が多い現状にとどまっていた。事業項目は、里親制度普及促進事業(普及啓発、養育里親研修、専門里親研修)と、里親委託推進・支援等事業(里親委託支援等、里親家庭への訪問支援、里親による相互交流)である。全部または一部委託された民間団体や施設は、模索しつつ事業を実施している。先行研究(養子と里親を考える会、2010)によれば、事業実施主体である都道府県、指定都市、児童相談所設置市が、社会資源の有無や機能を検討する中で乳児院や児童養護施設、児童家庭支援センター、NPO法人、都道府県里親会等への事業委託を始めたが、自治体間格差が生じている状況も明らかになっていた。

なお、研究開始後の2012年度からは児童家庭支援センターの役割機能としても、里親やファミリーホームへの支援が明確化され、実施要綱に盛りこまれた。また、同じく2012年度より乳児院・児童養護施設に里親支援専門相談員(里親ソーシャルワーカー)の新規配置がなされ、業務が始められてはいるが、その業務内容等も自治体間、施設間で差異がある。里親支援専門相談員となった職員や配置済み施設からは手がけ始めた活動の様子がうかがえると同時に、一方では「里親支援と言っても、一体何から始めたらよいのか」「施設に何ができるのか」等、戸惑う声も聞かれた。社会的養護全体を家庭的養護に近づけていこうとする「将来像」に向けた取り組みの第一歩として、同省は全社会的養護施設の運営指針と同時に里親・ファミリーホーム(家庭養護)の養育指針を作成した。2012年3月に社会的養護専門委員会を経て発出、一年後にはその手引書も編まれた。こうした一連の動向の中に筆者の研究がある。

2. 研究の目的

里親養育は、私的な暮らしの中に中途養育の子どもを迎え入れる社会的・公的な養育である。よって家庭への委託の推進は無条件では行えず、養育の安定には社会資源を活用した支援が不可欠である。子どものニーズの充足の観点からも、支援なき家庭委託の推進はあり得ない。単に里親支援機関事業の受託の有無でなく、施設が地域への支援機能を発揮できるかどうかにも注目される点である。

里親支援機関事業は、里親養育推進のため、都道府県等自治体の業務として里親に対する相談、必要な情報の提供、助言、研修その他の支援を行うことを明確化し(児童福祉法第11条)当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとした事業である。

厚生労働省(2010)によれば、里親委託推進のためには「里親支援機関事業の効果的な実施」と、「里親会の活動や地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が必要」とされた。里親が受託する児童も、施設措置となる児童と同様に一定の養育の困難が予測される。ただ、本来里親支援を業務とする児童相談所は子ども虐待相談への対応に追われ、実質的な里親支援の実現については検討を要する現状もある。

そこで、里親支援機関事業草創期の課題と支援の提供主体による支援の特性や可能性、課題に対する検討・考察を行うことを目的とし、研究を進めた。

3. 研究の方法

本研究では、里親委託の推進と養育支援の先行実践の成果と到達点、課題を整理するとともに、すでに民間委託が始まった里親支援機関事業の受託先(支援の提供主体)の類型化を手がけた。次に、各モデルへの事例調査を実施、事業の今後の課題の分析と考察を行った。中でもとくに、事業の民間委託先の一つとしてあげられ里親支援の提供主体になり得る、施設による里親支援・相互支援と協働の枠組みとその可能性、課題について、実践事例をふまえて考察するとともに、関係者の意識をくみあげ分析した。

次に、里親支援機関事業の委託先(事業の提供主体となる団体や機関)を、先行調査研究である量的調査および関係専門職からのヒアリングをもとに試みた類型化は、4種、8種、およびそのバリエーションのモデル化である。事業の提供主体や状況をふまえて作成支援を成り立たせるうえでの特性や具体的課題を検討した。また、とくに社会的養護施設による里親支援の可能性について考察した。入所型施設における里親支援の実際と、一方向的な「施設による里親への支援」にとどまらない「相互支援」「里親と施設との協働」の実践事例の検討も行った。

続いて、類型化モデルの中から、市民協働型でネットワークを形成し事業展開をしている福岡市、行政主導型(児童相談所型)で積極的な家庭養護推進を見せる大分県の訪問事例調査(ヒアリング)を実施した。また、2012年度から乳児院・児童養護施設に里親支援専門相談員が配置され、里親支援機関事業の担当者(里親委託等推進員)とともに業務連携を始めた事例もあったことから、とくに社会的養護施設による里親支援展開の可能性について、情報収集と検討を進めた。いくつかの自治体や事業担当者・受託施設でのヒアリング、里親支援の実践開始初期段階の課題に関する状況把握も重ね、考察した。

4. 研究成果

(1)類型化から考察する事業提供主体の特徴と今後の可能性

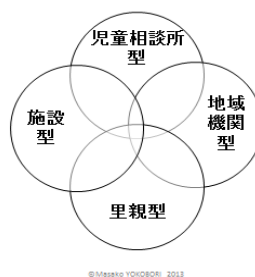
事業を受託し、事業を具体的に提供する主

体の類型化を横堀私案として試みた。

結果、以下のような類型化が考えられた。

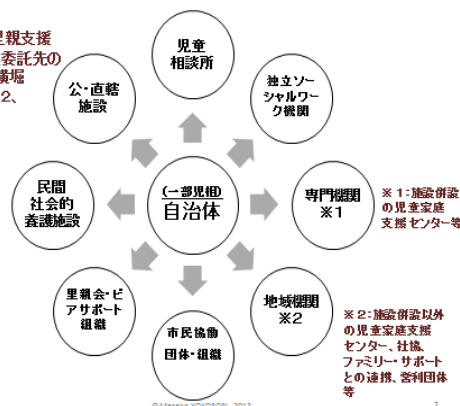
児童相談所型(自治体が事業を民間委託せず、児童相談所業務として引き続き実施。厚生労働省の表現する「直営」)、施設型(公・直轄の施設、民間の社会的養護施設に事業部署・担当者設置、または施設併設の児童家庭支援センター活用等)、里親型(ピア・サポート組織としての都道府県市里親会や里親OBの活用、NPO法人格の会を含む)、地域機関型(法人格をもつソーシャルワーク機関や市民協働型の、既存または新設のNPO法人等。あるいは現状では委託されていないが、施設併設でない独立型の児童家庭支援センター、社会福祉士会、(設置上児童が利用対象ではないが)地域包括支援センター、営利団体他)(以下、図1)

〈図1〉里親支援機関事業提供主体の類型
(横堀私案その1, 2011)



これら図1の4種の類型をさらに8種に区分したモデルも作成すると、それらを通し、各提供主体の特性を反映した事業展開のメリットと、各々抱える課題の側面とが推察された。児童相談所型は、従来と変わらない本来業務を抱えた構造である。地域機関型は、新たなソーシャルワーク資源の創出となる余地をもっているが、当然社会的養護の理解が求められる。里親型はピア・サポート型の組織を活かすことがストレングスだが、事業項目より構造に一定の限界もある。施設型は社会的養護の経験値を地域支援に活かす業務の再構築が必要である。提供主体により、里親家庭や委託児童との関係性も異なる。今後、メリットを活かした支援の展開と事業受託の有無をこえ、必要に応じての関係者間の連携と人財育成が求められる。(以下、図2)

〈図2〉里親支援機関事業委託先の類型化(横堀私案その2、2011)



※1:施設併設の児童家庭支援センター等

※2:施設併設以外の児童家庭支援センター、社協、ファミリーサポートとの連携、営利団体等

(2) 類型化モデルからうかがえる課題

類型化を通して、課題を掲げておく。各提供主体がもつ特性をふまえ事業を構想する必要があること。各自治体の方針、委託事業と委託費、地域特性、社会資源の有無により事業展開に差異が生じることが今後も予測されること。事業化数年を経過した時期ゆえの自治体の方針の明確化、事業担当者や関係者間の連携・ネットワーク化(組織化)が必要と考えられること。本実施以後、里親支援が提供主体によってどのようなバリエーションで実施され支援活動を形成していけるのか、単に効果測定のみならず実践例から活かすべき点や課題をくみあげていく必要があること。これらをふまえ、改めて「里親支援」とは何かの概念規定も求められる。

つまり、里親委託の推進か、里親への支援か、里親養育の支援か、里親子支援か、里親家庭支援か、委託児、実子を含む子どもへの支援か等の整理である。今回の事業化は、異動がなく継続支援ができ、措置機関ではない民間のスタンスを活かすことへの期待がある。一方で、施設による里親支援は構造的にどの程度成り立つか、児童相談所との役割分担と協働、他機関連携はどうあったらよいかについては継続的に議論があるだろう。また、ソーシャルワーカー(専門職)による支援を目指すのか、必ずしもそうではないのかによっても展開が変わってくる。さらに日本の支援機関の場合、例えば英国のように企業や営利団体の参入はあり得るかは今後の動向をとらえ検討していく必要があると考察した。

(3) 施設と里親との相互支援や協働の実践事例を通して

次に、支援機関事業の民間委託はまだ行われていないが、これまで自治体独自の里親支援の事業を受託してきた施設による先行実践事例を中心に取り上げ、整理・検討した。

施設と自治体(児童相談所)・里親が連携して里親の普及・啓発・開拓、認定前研修の実施(施設のホームページに里親募集を掲載し、施設としても里親を推進。相談にも対応。施設での研修を通し、里親希望者が自身の適性見定めに至るケースもあった)。

近隣住民・里親・里親希望者の施設へのボランティアの開拓と推進(児童相談所と連携し、施設が地域を巡回して相談を展開。施設の子どもの交流ボランティアを経験したことが契機となり里親になった事例もある)。

入所中の児童の里親委託の検討と委託の推進、「週末里親・季節里親」との交流の推進とマッチング(インフォーマルだが「入所同意書」を施設で作成し、実親との接点がありもてない場合、家庭体験を子どもに提供するという項目をもちこんでいる。「季節里親・週末里親」などと言わず「家庭体験」と説明することで、里親委託や交流への実親の理解・協力を促す。とくに実親のコンタクトが乏しい場合に効果を発揮)。

里親へのハード・ソフトの施設資源(facility)の提供(里親と実親の面会時や里親の会合時に会議室等の貸し出し。施設行事や施設への招待行事に里親子の参加促進。施設への寄付品の里親家庭への提供。生活施設であることを活かした24時間体制の里親への相談支援。施設でのレスパイトケア。里親家庭への学習ボランティア紹介。里親が参加可能な講座の企画。施設内研修の里親への開放。地域子育て支援の「ひろば」を活用した里親(養子縁組含む)サロンの実施。里親会事務局担当・広報発行補助等)。

里親への施設運営の協力依頼(里親に法人役員や第三者委員を依頼、施設の運営面や、直接入所児と接しての意見を求める。里親を施設職員として雇用した例もある)。

施設内外で、里親と入所児との交流行事開催(施設内で里親による手芸教室開催、施設外での交流行事を施設が里親とともに企画、実施した例等)。

里親が主催する行事・イベントへの入所児の参加、新規登録里親との交流体験実施。

里親が主体となって行う地域の子育て支援のサロンを施設内で開催(地域の社会福祉協議会とも連携、バックアップを得て実施。結果として地域の子育て世代の親たちの里親理解・啓発につながるとともに、施設理解を深めてもらう効果もあった事例)。

地域の里親に「施設で行き詰った子ども」への支援・交流協力を依頼。

施設職員の里親理解推進と、里親との連携意識強化の工夫(「週末里親・季節里親」活用のための指針(ガイドライン)の冊子化、交流記録のフォーマット作成と共有化)。

(4) 施設における里親支援をめぐる状況～連携・協働をめぐる課題と、里親支援専門相談員の配置に伴う施設機能の再構築

前述した(3)は、拠点型施設として里親支援に力を入れてきた児童養護施設(一部乳児院)の実践事例であった。これらを通し、地域の里親との協働を取り入れた施設ベースの実践を、施設と里親との相互支援のモデルとして整理した。こうした活動の蓄積からは「入所児の里親委託の推進」のみでなく、また「施設から里親への支援」といった狭義の、一方向的な「里親支援」にとどまらない具体的実践が読み取れた。単に支援機関事業受託の有無でない、現状の施設実践の枠組みの中でも実践可能な「施設と里親との相互支援と協働」のヒントを含むといえよう。施設がまずは職員レベルで里親養育を理解し、実質的につながるためには、顔と名前のわかる、日常の生活の延長線上での連携が必要である。また、施設のもつ専門性を活かし地域の子育て支援や里親支援と連動する方針確認が可能ならば、施設が従来担ってきた入所児童のインケアに加え、地域におけるソーシャルワーク機関としての機能、存在感を高めることにつながると考える。

子ども虐待の相談対応に迫られる児童相談所。里親家庭では被虐待や「障害」等により委託児が示す情緒面・行動への対応に養育者が奮闘している。里親には家庭という独立した地域生活の場と養育者が交替しない関係性の特性を生かす養育、児童の生育歴や家族背景を理解したケアが必要だ。養育環境の小規模化は児童の内的課題が大きく表現されやすく、養育者の総合的な「ケアの力」、他職種連携を必要とする。この点は施設ケアと同様だ。養育の質は単に形態のみで論じることができず、家庭委託推進も無条件でない。委託児童の抱える状況の厳しさはいわゆる「里親不調」の問題や、2008年児童福祉法改正において被措置児童への虐待防止が盛り込まれたことにもうかがえる。たしかに里親の養育意識や力量、経験値は様々だが、地域には支援を要するだけでなく、実質的なピア・サポートや支援ネットワーク形成の力を発揮する里親やファミリーホーム移行者もいる。一方児童相談所職員には異動があり、里親支援業務の継続性に構造的課題が残る。支援機関事業では児童相談所が担ってきた委託業務（マッチング等）を民間に任せてはいないが、我が国で、重要な役割を担う人材である事業担当者がどのような専門性を発揮して里親委託の推進に寄与し、里親家庭全体への養育支援を成立・定着させていけるかが注目される。里親養育への社会的理解、委託の推進、養育者の孤立やいわゆる「里親不調」の防止は子どもの権利保障にも直結する。入所型施設と里親家庭の両方につながる養育体験をもち、アイデンティティの根を双方におろす子どももいる。施設と里親の連携はそう考えただけでも必要である。支援機関事業開始は、各都道府県等自治体や関係者に改めて里親支援のあり方の再考を問うている。里親支援、相互支援・協働にあたる先行実践の成果を引き継ぎ、里親養育支援に求められる要素、支援機関事業以外の里親支援活動や里親の当事者活動を活かす連携のあり方を関係者とともに再検討する時期を迎えたともいえる。それぞれの地域ならではの家庭養護推進を形にし、支援を展開しつつある福岡市と大分県の事例には、それぞれの地域における社会的養護の状況の中で活かせる社会資源を再発見し、新たに動きを創出しながら自治体の方針のもと民間の動きを連動させていこうとする過程がうかがえた。

事業草創期の具体的な課題と実像には、事業の今後の定着・発展の可能性が映し出される。それぞれの地域特性をふまえ開始される事業を注視し、子どもに届く・支援のあり方を今後とくに検討していく必要がある。

(5)施設が里親支援機関事業や里親支援専門相談員の業務を通して、他機関と連携しながら里親養育にどう貢献できるか

〈図3〉 乳児院・児童養護施設における「里親支援」の現状（横堀私案、2013）



さて、上記図3のように施設では現在さまざまな里親支援の提供の状況があるが、すでに事業受託した他施設の担当者、ファミリーソーシャルワーカー、里親支援専門相談員として着任した（「着任予定」を含む）施設職員ら関係者と協議し、カード型のプレーストリーミングによる意見収集を重ねると、具体的な課題が浮上した。里親支援専門相談員配置直前の2011年度末時点での施設職員の里親支援に関する課題認識と、相談員が実際配置になった2012年度末のそれとを比較した。里親支援専門相談員の配置と、里親支援機関事業受託の両方がある施設も見受けられるが、そのどちらか、あるいは両方まだというばらつきの中、施設職員からは、2011年度末よりも2012年度末の方が、より具体的な支援の方策があげられていた。施設と里親での共同研修、里親家庭委託児童のケース研究、ライフストーリーワークの支援、里親等と児童相談所・関係機関とのつなぎ役としてのコーディネート機能の発揮、里親家庭訪問支援、地域の子育て資源への働きかけ等であった。

事業受託に加えて、別枠で里親支援専門相談員の配置がなされている施設や法人の場合には、役割分担を確認することも課題だ。地域の拠点としての施設が、「里親支援機関」として里親委託の推進と里親養育支援を展開するためには、地域養護・地域支援とも言うべき施設機能を再考・再構成する必要がある。そこで、とくに施設受託型の事業を考察対象として取り上げ、施設という提供主体による里親支援の実践の中で徐々に担当者が認識し始めた成果、期待される機能と関係者との協働において抱える課題を検討した。課題については事業の先行実践において解消されている点もあることから、引き続き検討を要する課題を整理し、関係機関、支援担当者の連携のあり方についての考察を行った。

(6)考察

児童相談所と連携しながらも措置権者ではない立場で養育の相談支援等を提供する特性や支援の継続性といった強みを活かし、民間機関が、里親や関係機関とどう情報の共有や伝達をし、協働可能かはやはり課題である。ただ、インケアを軸に展開してきた施設が、その他の民間機関が、地域に住まう里親への支援をどのように発想し創り出せるかは、地域性はもとより、そもそも自治体の方

針、機関の方針によっても左右される。まずは里親養育の特性や施設養護、地域の子育て支援等との共通課題を理解し関係者が対話することからであろう。施設が培ってきた専門性をどのように発揮したら施設養護と家庭養護の双方を支えることになるか。里親ソーシャルワークの模索・確立、人材育成とともに、関係者が地域レベルでどうつながりあうかが改めて問われている。各機関のもつストレングスや機能を再確認することから、民間機関は、改めて「地域化」「社会化」に向きあう重要なステージを迎えている。支援の実際には、社会的養護と子どもの未来がかかっている。事業の精査と研究を続けたい。

参考文献・資料

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「社会的養護の現状と取組の方向性について」、第56回全国里親大会、2010
養子と里親を考える会『新しい家族：養子と里親制度の研究』第54号、2011

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

横堀昌子、かけがえのない人材が「つなぐ」日々～二つの施設の内側にある、養育を支えるまなざし、世界の児童と母性～MOTHER AND CHILD WELL-BEING AROUND THE WORLD、査読無、78号、2015、26-38
横堀昌子、虐待対応のための人材育成：里親等、家庭養護を担う人材の育成と仮題、社会福祉法人子どもの虐待防止センター CAP(CHILD ABUSE PREVENTION)NEWS、査読無、2015年春号、2015、7-10
横堀昌子、里親及びファミリーホーム養育指針の策定の目的と構造、里親と子ども～Journal of Foster Care(明石書店)査読無、第7号、2012、19-24
横堀昌子、里親・ファミリーホーム養育指針作成の意義とこれから、日本ファミリーホーム協議会監修、社会的養護とファミリーホーム(福村出版)査読無、第3号、2012、96-97
横堀昌子、インケア児童の自立支援の現状と課題～各種支援の包括的な位置づけと流れ、世界の児童と母性～MOTHER AND CHILD WELL-BEING AROUND THE WORLD、査読無、72号、2012、12-19
横堀昌子、自立が難しい子ども、障害をもつ子どもの自立支援、里親と子ども～Journal of Foster Care(明石書店)査読無、第6号、2011、69-74
横堀昌子、里親支援機関事業の仮題と展望～施設による里親支援の可能性、日本児童養護実践学会『児童養護実践研究』、査読有、第1号、2011、35-46

〔学会発表〕(計6件)

横堀昌子、里親支援機関事業をめぐる一

考察～施設受託型の事業の仮題を通して(2)、第14回日本子ども家庭福祉学会全国大会、2013年6月2日、立正大学(埼玉県熊谷市)

横堀昌子、日本の里親支援の現状と課題、韓国社会福祉士協会・韓国児童福祉協会・公益財団法人資生堂社会福祉事業財団共催 韓日国際セミナー(招待講演)、2012年11月22日、韓国国会憲政記念館(韓国ソウル市)

横堀昌子、里親支援機関事業をめぐる一考察～施設受託型の事業の仮題を通して、第13回日本子ども家庭福祉学会全国大会、2012年6月3日、大阪府立大学(大阪府堺市)

横堀昌子、里親制度の推進に向けて～市町村・地域との連携、里親支援のあり方を検討する、日本子ども虐待防止学会第17回いばらき大会、2011年12月2日、つくば国際会議場(茨城県つくば市)

横堀昌子、家族とは、家庭とは、2011年度家族問題研究学会・慶應義塾大学市民社会ガバナンス教育研究センター Global COE Program 共催シンポジウム「里親制度と家族のゆくえ」(招待講演)2011年8月6日、慶應義塾大学(東京都港区)
横堀昌子、里親支援に求められる体制と枠組み～里親支援機関事業本実施にあたって、第12回日本子ども家庭福祉学会全国大会、2011年6月5日、熊本学園大学(熊本県熊本市)

〔図書〕(計4件)

全国里親委託等推進委員会(座長：林浩康、小委員会委員：横堀昌子他)発行、平成26年度調査報告書～里親サロン運営マニュアル・里親研修でグループ演習を行うファシリテーターのために・委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み・里親リクルートに関する調査報告書 中間報告、2015、1-148(共同)
全国里親委託等推進委員会(座長：林浩康、小委員会委員：横堀昌子他)発行、里親支援専門相談員及び里親支援機関の活動、里親サロン活動に関する調査報告、2014、1-199(共同)
全国里親委託等推進委員会(座長：林浩康、小委員会委員：横堀昌子他)発行、里親・ファミリーホーム養育指針ガイドブック、2013、1-158(共同)
相澤仁編集代表、執筆：横堀昌子ほか、明石書店、シリーズ やさしくわかる社会的養護 児童相談所・関係機関や地域との連携・協働、2013、1-234(共同)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

横堀 昌子(YOKOBORI, Masako)
青山学院女子短期大学・子ども学科・教授
研究者番号：10289879